

耐震診断とは



平成12年5月31日以前に建築された木造住宅および昭和56年5月31日以前に建築された非木造住宅で、地上階数が2以下かつ延べ面積が200㎡以下のものが対象となります。

- ・木造住宅 耐震診断が無料
- ・非木造住宅 費用の2/3（最大8万9千円）を補助

《申込期日》令和6年1月31日(水)

耐震改修サポート事業とは

耐震診断により耐震性が不足すると判断された木造住宅について、耐震改修の専門家「耐震マネージャー」を無料で派遣します。

改修の工事内容や費用についての相談や、改修計画の提案を行います。耐震マネージャーは、耐震診断により耐震性が不足すると判断された住宅の方なら、どなたでも相談することができます。

希望される方は、一般社団法人 和歌山県建築士会（TEL:073-423-2562）までお申し込みください。

補強設計と耐震改修の総合的实施とは

平成30年度から、設計のみならず改修工事まで実施することを促進するために、設計と改修工事を総合的に補助するものです。設計費と改修費が補助対象となります。

補助要件

- ・耐震診断の結果、耐震性が不足していると判断されていること
- ・設計から改修まで一連で実施し、耐震性を一定以上まで向上させること
- ・すでに設計の補助金を受けていないこと

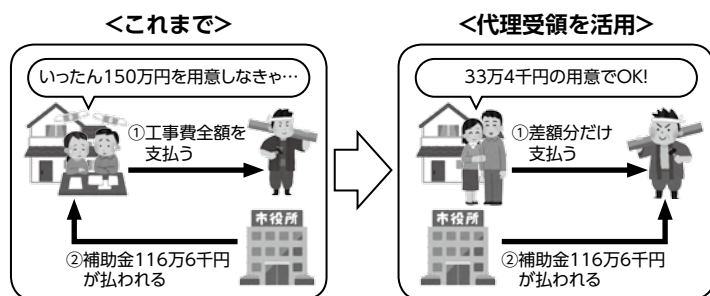


補助率と補助額

50万円（工事費の40%が上限）＋定額66万6千円

最大116万6千円 《申込期日》令和5年9月29日(金)

住宅耐震改修事業の補助金を受領する場合の代理受領制度について



【代理受領制度のイメージ図(工事費150万円、補助金116万6千円の場合)】

代理受領制度とは

申請者（建物所有者等）との契約により耐震改修工事等を実施した者（工事施工業者）が、申請者の委任を受けて補助金の受領を代理で行うことができる制度です。

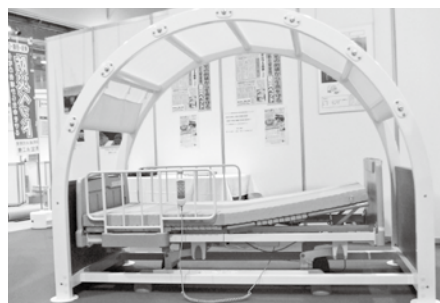
申請者は工事費から補助金を差し引いた額を用意すればよくなり、当初の費用負担が軽減されます。

耐震ベッド・耐震シェルターの助成制度

耐震ベッドとは

耐震ベッドの置かれた空間のみを補強し、地震により住宅が倒壊しても安全な空間を確保するものです。

地震時に避難が困難な方にとって、寝たまま安全を確保するものです。
※1階設置が条件です。



▲耐震ベッドの一例

対象となる耐震ベッド

名称	会社名	連絡先	ホームページアドレス
ウッド・ラック(WOOD-LUCK)	新光産業株式会社	06・6745・2820	http://www.shinkosangyo-as.com/
防災ベッド 標準型BB-002	株式会社ニッケン鋼業	0544・58・8336	http://ns-kougyo.co.jp
安心防災ベッド枠A	フジワラ産業株式会社	06・6586・3388	http://www.fj-i.co.jp
安心防災ベッド枠B	フジワラ産業株式会社	06・6586・3388	http://www.fj-i.co.jp
耐圧ベッドルーム型 シェルター	株式会社エヌ・アイ・ピー	03・3823・6220	http://www.bbk-nip.jp



▶耐震シェルターの一例

耐震シェルターとは

居住室の内部を鉄骨や木材で補強し、地震により住宅が倒壊しても安全な空間を確保するものです。

地震時に避難が困難な方にとって、そのまま部屋で過ごすことができます。

生活の中心となる部屋に設けることが望ましいです。
※1階設置が条件です。

対象となる耐震シェルター

名称	会社名	連絡先	ホームページアドレス
木質耐震シェルター	株式会社一条工務店	0120・422・231	http://ichijo.jp
木造軸組耐震シェルター「剛建」	有限会社宮田鉄工	0587・37・1569	http://www.taishin-shelter.co.jp
シェルキューブ	株式会社デリス建築研究所	03・3287・2011	http://www.delis-archi.co.jp

助成制度の内容

補助要件

- ・平成12年5月以前に建築された木造住宅
- ・耐震診断の結果、評点1.0未満と診断された住宅
- ・応募者多数の場合は高齢者、障がい者を優先します

補助率と補助額

- ・耐震ベッド、耐震シェルター設置工事の6分の5以内の額
- ・補助対象額40万円(補助限度額は33.2万円)

※補助対象には、耐震ベッド・耐震シェルターの設置費、運搬費等を含みます。

《申込期日》令和6年1月31日(水)

【お問い合わせ先】 産業建設課(TEL: 63・3804)

